

河川構造物における総合的健全度評価

河川構造物における総合的健全度評価

河川管理施設は、堤防は一連区間、樋門等の河川構造物は施設を単位として、総合的な評価を実施するものとする。
 樋門・樋管、水門、堰の機械設備や電気通信施設を有する施設の総合的な評価(施設の評価)は、土木施設の評価を実施し、さらに機械設備及び電気通信施設の評価結果を総合的に判断した上で、表1.4の総合的な評価区分を基本として、施設ごとの総合的な評価を実施するものとする。

表 1. 4 総合的な評価区分

評価区分		状態	変状確認	機能支障
A	異状なし	<ul style="list-style-type: none"> 目視できる変状がない、または目視できる軽微な変状が確認されるが、堤防等河川管理施設の機能に支障が生じていない健全な状態 	なし	なし
B	要監視段階	<ul style="list-style-type: none"> 堤防等河川管理施設の機能に支障が生じていないが、進行する可能性のある変状が確認され、経過を監視する必要がある状態(軽微な補修を必要とする場合を含む) 	あり	なし
C	予防保全段階	<ul style="list-style-type: none"> 堤防等河川管理施設の機能に支障が生じていないが、進行性があり予防保全の観点から、対策を実施することが望ましい状態 詳細点検(調査を含む)によって、堤防等河川管理施設の機能低下状態を再評価する必要がある状態 	あり	なし
D	措置段階	<ul style="list-style-type: none"> 堤防等河川管理施設の機能に支障が生じており、補修又は更新等の対策が必要な状態 詳細点検(調査を含む)によって機能に支障が生じていると判断され、対策が必要な状態 	あり	あり

水門(河川構造物)の評価

総合的な評価					
土木施設		機械設備	電気通信施設	総合的な評価(施設の評価)	
評価区分	評価			評価区分	状態
A	●変状なし	機械設備の評価は、「3.5河川構造物の施設の評価」に記載した関連通知等に従い点検結果に基づき評価する。 電気通信施設の評価は、「3.5河川構造物の施設の評価」に記載した関連通知等に従い点検結果に基づき評価する。		A	●変状なし
B	●水門の機能に支障が生じていないが、進行する可能性のある変状が確認され、経過を監視する必要がある状態			B	●水門の機能に支障が生じていないが、進行する可能性のある変状が確認され、経過を監視する必要がある状態
C	●水門の機能に支障が生じていないが、進行性があり予防保全の観点から、対策を実施することが望ましい状態。 ●詳細点検(調査を含む)によって、水門の機能低下状態を再評価する必要がある状態			C	●水門の機能に支障が生じていないが、進行性があり予防保全の観点から、対策を実施することが望ましい状態。 ●詳細点検(調査を含む)によって、水門の機能低下状態を再評価する必要がある状態
D	●水門の機能に支障が生じており、補修又は更新等の対策が必要な状態			D	●水門の機能に支障が生じており、補修又は更新等の対策が必要な状態